

(件名)

若年がん患者等への支援

(静岡県健康福祉部医療局疾病対策課)

1 概要

県では、第3次静岡県がん対策推進計画（2018年3月策定）に基づき、若年世代のがん患者とその家族に対する妊孕性温存、アピアランスケア（外見の変化に起因するがん患者の苦痛の軽減）、在宅療養生活の支援のため、令和元年度より、新たな取組として、**「若年がん患者等支援事業費補助」**を実施し、市町に対する補助事業により、県民が若くしてがん罹っても充実した生活が送れるよう支援している。

このうち、妊孕性温存治療支援については、令和3年度に、国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」が開始されたことに伴い、現行水準を維持しつつ、補助回数等の拡充等を行い、より充実した支援を実施していく。

2 事業内容（妊孕性温存治療支援事業を除く）

区分	医療用補整具購入支援	在宅療養生活支援	
内容	がん治療によって必要となったウィッグや乳房補整具の購入に対する補助	小児・若年終末期がん患者の居宅サービスや福祉用具の購入等に対する補助	
対象経費	ウィッグ（かつら）、乳房補整具（補整下着及び人工乳房）の購入に係る経費	居宅サービス、福祉用具貸与・購入に係る経費	
補助上限額 (県・市町負担分)	ウィッグ 2万円 補整下着 2万円 人工乳房 10万円	居宅サービス 4万5千円/月 福祉用具貸与 2万7千円/月 福祉用具購入 4万5千円/1人	
年齢制限	年齢制限無し	40歳未満	
補助主体	市町（政令市除く）		
負担割合	県	1/2	4.5/10
	市	1/2	4.5/10
	患者	補助上限額を上回る分	1.0/10+補助上限額を上回る分

3 妊孕性温存治療支援の国制度

令和3年4月から、国による県を対象とした助成制度が開始されたが、県制度と支援内容や対象に相違があり、すべて国制度を適用した場合、県民の不利益となる条件があることから、現行の補助水準を維持するため、県独自の補助を実施することとした。

また、令和4年3月23日付けで厚生労働省より、令和4年度からがん患者等の温存後生殖補助医療に係る支援をメニュー追加する内容の改正通知を受領した。これを受け、補助金交付要綱の改正し、県民への補助内容を拡充した。

(1) 妊孕性温存治療とは

妊孕性温存治療とは、日本がん・生殖医療学会では、「がん治療を最優先にすることを大前提として、がん患者さんがお子様をもつことを応援する医療」とされ、抗がん剤などの”がん治療”によって、妊娠するための力である”妊孕性”がダメージを受ける前に、卵子や精子等の凍結を行う医療行為である。

温存後生殖補助医療とは、凍結保存を行った卵子や精子等を使用して妊娠を目指していく治療を指す。

(2) 県独自補助及び国制度の概要

項目	令和2年度以前	県独自補助	
		うち国制度	
臨床情報の提供同意	不要	不要	要
原疾患	がん疾患	がん疾患 造血幹細胞移植実施の非がん疾患 アルキル化剤が投与される非がん疾患	
年齢制限	40歳未満 (治療開始時)	43歳未満 (凍結保存時)	
(補助上限額)			
・卵子凍結	40万円	40万円	(20万円)
・胚凍結	40万円	40万円	(35万円)
・卵巣組織凍結	40万円	40万円	(40万円)
・精子凍結	2万円	2万5千円	(2万5千円)
・精巣内精子凍結	—	35万円	(35万円)
実施医療機関	17	17	4

(3) 温存後生殖医療支援の概要

対象者	年齢制限 (妻のみ)	補助上限額	助成回数
※がん患者等 であった夫婦	43歳未満	・凍結胚(受精卵)：10万円 ・凍結未受精卵子：25万円 ・凍結卵巣組織：30万円 ・凍結精子：30万円	6回 (40歳未満) 3回 (40～42歳)

※がん患者等：がん患者及び非がん疾患患者（造血幹細胞移植実施又はアルキル化剤投与）

4 県制度による市町補助実績（政令市による単独補助を併記）

市町名	妊孕性温存治療支援		医療用補整具購入支援		在宅療養生活支援	
	R3 補助件数	R4 補助件数※	R3 補助件数	R4 補助件数※	R3 補助人数	R4 補助人数※
市町計	1件	28件	838件	780件	13人	29人
静岡市	0件	0件	367件	260件	4人	2人
浜松市	4件	2件	228件	136件	4人	5人
政令市計	4件	2件	595件	396件	8人	7人
県計	5件	30件	1,433件	1,176件	21人	36人

※ 政令市以外の市町については補助金申請内容（12月受領）より、政令市については補助実績（12月31日時点）より、それぞれ見込み件数を算出した。

5 国制度による実績

（令和3年度）

区分	件数	補助対象治療費	助成額
精子凍結保存	4件	105,600円	91,800円
精子凍結保存（精巣内精子採取）	0件	0円	0円
胚（受精卵）凍結保存	0件	0円	0円
未受精卵子凍結保存	6件	1,650,311円	1,015,790円
卵巣組織凍結保存	0件	0円	0円
計	10件	1,755,911円	1,107,590円

（令和4年度）

（令和4年12月31日現在）

区分	件数	補助対象治療費	助成額
精子凍結保存	9件	255,230円	195,360円
精子凍結保存（精巣内精子採取）	0件	0円	0円
胚（受精卵）凍結保存	11件	5,433,521円	3,831,287円
未受精卵子凍結保存	12件	4,323,549円	2,131,046円
卵巣組織凍結保存	1件	470,000円	400,000円
計	33件	10,482,300円	6,557,693円